

## 南あわじ市住生活基本計画【素案】に係る 意見募集（パブリックコメント）実施要領

南あわじ市では、令和 8 年度から始まる『南あわじ市住生活基本計画』を策定するにあたり、広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を下記のとおり実施します。

### 記

- 1 募集期間 令和 8 年 2 月 10 日（火）から令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時まで  
（※持参の場合は土日祝日を除く。郵送の場合も当日必着すること。）
- 2 公表資料 南あわじ市住生活基本計画【素案】
- 3 閲覧場所 ① 市ホームページへの掲載  
② 産業建設部都市政策課（市役所本館 2 階）での閲覧  
③ 沼島出張所、各地区市民交流センターでの閲覧
- 4 対象者 ① 南あわじ市内に住所を有する人  
② 南あわじ市内の事務所又は事業所に勤務している人  
③ 南あわじ市内の学校に在学している人  
④ 南あわじ市内に事務所又は事業所を有している個人又は法人その他団体  
⑤ 住生活基本計画に利害関係を有する人
- 5 意見提出方法 ① 記入様式 別添資料（任意様式可）  
② 記入事項 氏名、住所、在住・在学の別、件名及び意見  
③ 提出方法 郵送、持参、FAX、メール  
又は専用フォームによる提出  
（※口頭や電話による意見は受け付けません）
- 6 回答、対応等 寄せられた意見については、住生活基本計画の参考とするほか、後日集計し、氏名・住所を除き、対応状況を本市ホームページにて公表します。  
なお、個別回答は行いません。
- 7 問合せ先 〒656-0492 南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1  
南あわじ市産業建設部都市政策課  
TEL:0799-43-5227 FAX:0799-43-5327  
E-mail:toshiseisaku@city.minamiawaji.hyogo.jp

専用フォーム

## 南あわじ市住生活基本計画【素案】意見提出書様式

1) 氏名又は名称  〔法人その他団体の場合は、代表者名も記載〕		
2) 連絡先	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
3) 意見提出者の区分  〔該当する項目 1 つに〇をつけてください〕		<input type="checkbox"/> 南あわじ市内に住所を有する人 <input type="checkbox"/> 南あわじ市内の事務所又は事業所に勤務している人 <input type="checkbox"/> 南あわじ市内の学校に在学している人 <input type="checkbox"/> 南あわじ市内に事務所又は事業所を有している個人又は法人その他団体 <input type="checkbox"/> 住生活基本計画に利害関係を有する人
4) 件名		南あわじ市住生活基本計画【素案】への意見
計画(案)該当頁等 (○行・○行目)		意見・提言等

**【注意事項】**

- 1) 提出期限 令和8年2月26日(木)午後5時必着(郵送の場合も当日必着すること)
- 2) ご意見等の提出方法及び問合せ先
  - (1) 提出方法(次のいずれかの方法により提出してください)
    - ① 郵送…〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1 産業建設部 都市政策課 宛
    - ② 持参…南あわじ市産業建設部 都市政策課(市役所本館2階)まで
    - ③ FAX…0799-43-5327 産業建設部 都市政策課 宛
    - ④ Eメール…toshiseisaku@city.minamiawaji.hyogo.jp
    - ⑤ 専用フォーム…左記のQRコード参照
  - (2) 問合せ先 産業建設部 都市政策課 TEL: 0799-43-5227
- 3) ご意見等への対応・回答等
  - ① ご意見等については、後日取りまとめのうえ、氏名・住所を除き、対応状況等を本市ホームページにて公表します。なお、提出されたご意見に対しての個別に回答は行いませんので、ご了承ください。
- 4) その他
  - ① 記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんのでご注意ください。また、口頭や電話による意見及び匿名による意見は受け付けません。
  - ② 記入欄が不足する場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
  - ③ 提出された意見や個人情報等は目的以外には使用しません。

